平成２５年（フ）第１５６号
佐賀県佐賀市若宮２丁目９番30号
債務者　杉谷　　努
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋240番地７
債務者　森永由美子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
熊本県菊池郡大津町大字大林1069番地６
債務者　森尾　和人
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９３号
熊本市中央区保田窪１丁目１番77号　水前寺北スカイマンション505号、前住所熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目５番38―202号神山ハイツⅠ
債務者　松田　文雄
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
栃木県大田原市中田原1959番地42、前住所栃木県さくら市フィオーレ喜連川５丁目２番２―302号
債務者　菅生一十志
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
　　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２４号
栃木県大田原市中田原1959番地42、前住所栃木県さくら市フィオーレ喜連川５丁目２番２―302号
債務者　菅生　晴香
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
　　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第８０７号
名古屋市中川区伏屋４丁目1501番地　中伏屋荘Ｔ―５棟305号
債務者　細野美和子（旧姓友永）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０号
松江市西川津町742番地17　野津邸Ａ―１号、前住所松江市上乃木５丁目９番21号
債務者　高橋　澄子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
　　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８６号
島根県雲南市大東町下阿用530番地２
債務者　佐藤　幸雄
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
　　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９２号
熊本市中央区出水５丁目12番４号、前住所熊本市出水１丁目７番57―904号
債務者　野村　　薫
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６７６５号
大阪府高槻市大字原714番地
債務者　松尾　直美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２１号
大阪市住吉区東粉浜３丁目30番20号　アーバンコート住吉903号
債務者　永松　宏朗
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２５６号
大阪市住吉区杉本２丁目31番５号　ツイン住吉Ⅱ402号
債務者　栗原　豊久
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２５７号
大阪市住吉区杉本２丁目31番５号　ツイン住吉Ⅱ402号
債務者　栗原　昌子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４３５号
大阪府池田市石橋４丁目２番８号　サンパレス21石橋Ⅱ102号
債務者　内田　道子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７８号
大阪市鶴見区徳庵１丁目１番４―516号
債務者　三橋　　艶
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５４１号
大阪府茨木市沢良宜東町４番18号　ウエストコート108号
債務者　水野　一哉
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部